

# 大分県報

令和四年

号外 (四二)

六月二十二日

(水曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一  
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………一

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和四年六月二十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、〇七三人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二一九、二〇五人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一三二、六三〇人

大分市	一三二、六三〇人
別府市	三一、八七三人
中津市	二二、八三九人
日田市	一七、七二九人
佐伯市	一九、七二三人
臼杵市	一〇、六七七人
津久見市	四、八二〇人
竹田市	五、九七四人
豊後高田市	六、二二二人
杵築市	七、九四二人
宇佐市	一五、二四〇人
豊後大野市	九、八八〇人
由布市	九、四二二人
国東市・姫島村	八、三三三人
日出町	七、八二六人
九重町・玖珠町	六、七八五人

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十九号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の

令和四年六月二十二日

大分県報号外（選管委告示）

制限額は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

三六、〇九七、四〇〇円